

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

福井県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

福井県

3 地域再生計画の区域

福井県の全域

4 地域再生計画の目標

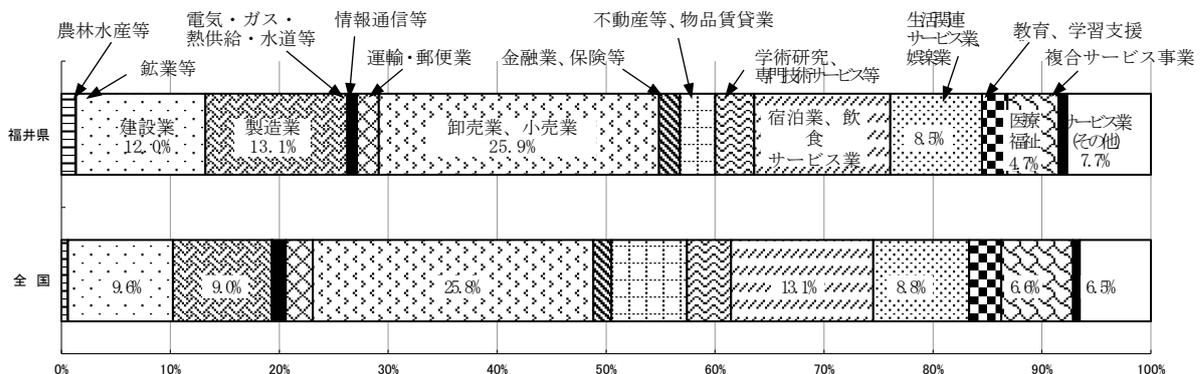
4-1 福井県の産業の特徴

福井県は、関西圏、中京圏から北陸地方への入口に位置し、これら2大都市圏に近いという地理的特性を活かし、古くから製品や部材を供給する工業県として栄えてきた。

このため、福井県では、全国に比べて製造業の事業所数割合が高く、従業者数、県内総生産においても製造業が全産業の中で最も多い県の主要産業となっている。

特に、県北部の嶺北地域（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）に集積している繊維、眼鏡産業は、本県の製造業を支える地場産業として、全国シェアの上位を占める品目を数多く生産している。また、繊維、眼鏡等で培われた技術を活かし、産業資材や医療機器などの分野で高付加価値製品を生産・販売し、業績を伸ばしている企業もある。

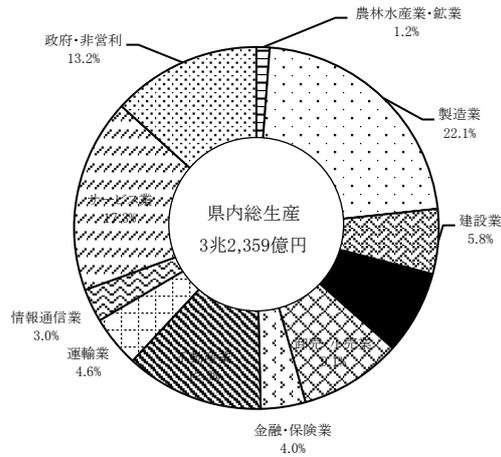
【図表1】民営事業所の産業別構成比



(出典：経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」)

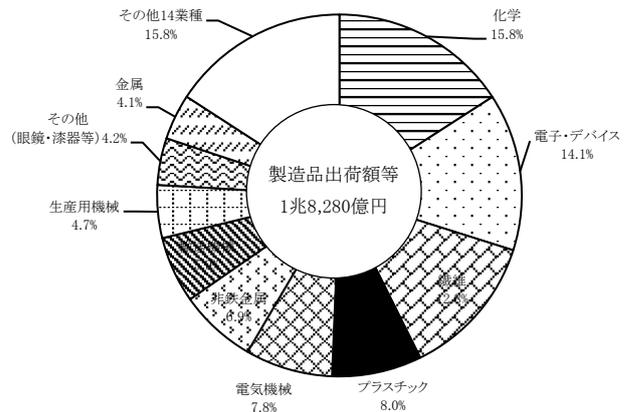
近年では、テクノポート福井や若狭テクノバレーなどの産業団地を中心に、化学、電子・デバイス、機械、プラスチック、非鉄金属などの分野の企業進出が進み、県の製造品出荷額の上位を占める主要産業に成長している。

【図表2】 県内総生産の産業別割合
(生産側・名目)



(出典：福井県「福井県民経済計算（平成23年度）」)

【図表3】 製造品出荷額等の構成比
(従業者4人以上の事業所)



(出典：経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」)

また、県南部の嶺南地域（敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町）は、11基の原子力発電所が立地しており、長年にわたり関西圏で消費される電気の約6割を供給してきた地域である。本地域は低廉で安定した電力を供給できることにより、AGC若狭化学(株)（小浜市、若狭町）や日本電産テクノモータ(株)（小浜市）等の、安定した電力供給が必要な業種の企業の立地が進展している。

こうした産業の集積により、本県は世帯収入が東京都に次いで第2位（平成21年全国消費実態調査）であるほか、貯蓄率、有効求人倍率など家計や労働に関連する指標が全国上位となっており、豊かな生活環境の実現に大きく貢献している。

一方、福井県の人口は、平成13年の83万人をピークに、平成23年には80万人を割り込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本県人口は、令和22年には63万人まで減少すると予測されており、今後、県内産業の活力を維持していくためには、人口減少に歯止めをかけ、生産年齢人口を維持することが喫緊の課題となっている。

人口減少については、厚生労働省の平成25年人口動態統計によると本県の合計特殊出生率は1.60で全国平均の1.43を大きく上回っており、高い出生率を示す結果となっている一方で、本県では若者を中心とした人口の流出に起因する人口の社会減が大きな問題となっている。

本県は、製造業が盛んであり製造拠点等の集積により有効求人倍率が高い水準にあり、これまでもUIターンの推進を県政の重要課題の一つに位置付け、東京等の都市部においてUIターン就職向けの合同企業説明会等を実施してきたが、高校卒業後に県外の大学等に進学し、卒業後に県内へUIターン就職する学生は4人に1人と低い割合で推移している。

UIターン就職が進まない要因の1つとして、文系や理工系の高等教育機関を卒業した学生の受け皿となる事務や研究開発などの職種の求人倍率が低いことが考えられる。

そのため、人口流出に歯止めをかけ、産業活力を維持していくには、若者に魅力のある管理部門や研究開発部門などの本社機能に関する職場を県内に創出していくことが、急務となっている。

4-2 インフラ整備状況

(交通)

福井県は、関西、中京の2大都市圏に接しており、大阪市や名古屋市までは高速道路や幹線道路、鉄道で結ばれ、両都市への所要時間は、福井市から約2時間、敦賀市から約1時間30分と非常に近い距離にある。近年では、中部縦貫自動車道と北陸自動車道との接続（平成27年3月）や舞鶴若狭自動車道の全線開通（平成26年7月）、北陸新幹線の金沢開業（平成27年3月）により、本県は関西、中京、北陸の交通結節点として、地理的重要性がますます高まっている。

中部縦貫自動車道は、平成28年度に福井から大野までの区間の全線が開通する予定となっており、今後10年程度の間には、県内区間の全線開通も見込まれ、関東、中京方面とのアクセスが飛躍的に向上する。また、北陸新幹線は、金沢から敦賀までの開業時期の前倒し（令和4年度末）が決定しており、今後、関東との交流が盛んになることが期待される。

さらに、嶺北地域には福井港、嶺南地域には敦賀港が整備されており、立地企業の物流に重要な役割を果たしている。特に、敦賀港は、年間約1,500万トンの貨物を取扱う日本海側屈指の港湾であり、韓国、中国との定期航路が就航し、県内に立地する企業だけでなく、中京圏、関西圏の企業の国内外との輸移出入の拠点となっている。同港では、船舶の大型化への対応として、平成22年に多目的国際ターミナルが本格供用を開始しており、平成23年には、国土交通省によって「国際フェリー・国際RORO船」機能に係る日本海側拠点港に選定されている。

(支援機関)

福井市には、基幹産業である製造業の試験研究、技術開発の拠点施設として福井県工業技術センターが設置され、県内の大学や企業と連携した研究開発等も行われている。また、産学官が連携して産業の活性化・高度化、新産業の創出、産業人材の育成を行う公益財団法人ふくい産業支援センター（福井市）、エネルギーに関する研究開発とエネルギー関連技術の地域産業への普及を行う若狭湾エネルギー研究センター（敦賀市）が設置されているほか、各地域には、商工会議所、商工会、各種業界の組合などがあり、県内企業の経営相談、研究開発、販路開拓、人材育成等を支援している。

4-3 近年の企業立地の動向と今後の見通し

福井県では、平成23年5月に企業立地推進戦略本部を設置し、地理的な特性から優位性の高い自動車関連産業や化学工業、今後の成長が見込まれる新エネ・省エネ関連の高付加価値製造業や研究開発型企业、中部縦貫自動車道や舞鶴若狭自動車道、敦賀港の利活用が期待できる物流関連産業を重点に誘致活動を進めてきた。この結果、平成23年から平成26年までの4年間に116社が立地し、雇用予定者数は約1,900人となっている。

平成27年に入ってから、信越化学工業(株)（越前市）や(株)アイケープラス（敦賀市）などの新增設が決定している。

【図表 4】 福井県の企業立地件数

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	計
新設	5件	15件	12件	16件	48件
嶺北地域	2件	10件	8件	12件	32件
嶺南地域	3件	5件	4件	4件	16件
増設	21件	13件	18件	16件	68件
嶺北地域	16件	12件	16件	13件	57件
嶺南地域	5件	1件	2件	3件	11件
合計	26件	28件	30件	32件	116件
嶺北地域	18件	22件	24件	25件	89件
嶺南地域	8件	6件	6件	7件	27件

福井県は、今後、北陸新幹線の県内区間開業（令和4年度末）や中部縦貫自動車道の整備進展に伴い、関東、中京方面とのアクセスが飛躍的に向上し、人流、物流がますます盛んになる。また、本県は、学力・体力が全国トップレベルにあるとともに、従業員の離職率が低く、企業が優秀な人材を確保できる環境が整っており、今後、さらなる企業立地が期待できる。

さらに本県は、幸福度ランキング日本一に輝くなど、県民の生活満足度が高い県であるとともに、総務省の平成24年就業構造基本調査の結果によると女性の就業率は53.0%（全国1位）と高く、企業にとって労働力を確保しやすい環境が整っている。また、三世代世帯の割合が高いことや保育施設の待機児童がいないなど、子育て世帯への支援も充実していることから、企業の本社機能に関する立地を推進することは、本県の人口減少問題解決のための重要な施策の一つである。

4-4 地域再生計画の目標

福井県では、企業の立地環境を整備することにより、企業の地方拠点の形成・強化を支援し、地域における就労機会の創出等を図ることを目標とする。

目標 1 就労機会の創出

企業の新規立地や事業拡大により、526人の雇用機会の創出を図る。

目標 2 企業の新規立地

東京にある企業の本社機能等の移転を伴う新規立地等（移転型事業の認定件数）を5件、県内企業の本社機能等の拡充を伴う新規立地等及び東京以外の地域にある企業の本社機能等の移転を伴う新規立地等（拡充型事業の認定件数）を31件とする。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例を活用するほか、地域における就労機会を創出するため、国の機関や県内の各市町等関係機関との連携を図り、次の事業を実施する。

- (1) 用地・施設の整備状況に関する情報の開示
- (2) 事業者の移転手続きに係るワンストップ窓口の設置
- (3) 事業者の移転促進に係る人材育成確保
- (4) 本社機能を移転する事業者への助成措置
- (5) 新たな産業用地の確保

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号および名称

地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例

(内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省)【A3005】

(2) 地方活力向上地域

①法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町の一部区域(別紙1のとおり)

②法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業の対象となる地域

- ・嶺北地域(福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町)の一部区域(別紙2のとおり)
- ・嶺南地域(敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町)の一部区域(別紙2のとおり)

(3) 地方活力向上地域の設定について

福井県は製造業が盛んな地域であり、県内外の企業の製造拠点が立地している。これまでも、東京に本社を置く信越化学工業(株)(越前市他)や日本ゼオン(株)(敦賀市)、(株)UACJ(坂井市)などが県内に進出しており、大規模な生産拠点を構え、研究開発部門などの機能を有している拠点もあることから、今後も、東京からの移転が期待できる地域である。

法第十七条の二第一項第二号の地域は、嶺北地域と嶺南地域の2つの経済圏を形成する地域で設定する。

嶺北地域は、7市4町(福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町)からなる広域的な地域である。

JR北陸本線、北陸自動車道、国道8号などの交通幹線が南北に縦断し、これらと接続するJR越美北線やえちぜん鉄道、中部縦貫自動車道などが東西に走っている。域内の市町は

福井市への通勤・通学者の割合が10%を超えており、当市を中心とした都市圏が形成されている。

当地域には、県内の事業所の約8割に当たる約3万5千事業所が立地するとともに、県内の製造業事業所の9割に当たる約5千事業所が立地する県内でも特に製造業が盛んな地域となっており、今後の立地企業の事業拡大が期待できる。

また、高等教育機関として、福井大学（福井市・永平寺町）、福井県立大学（永平寺町）、福井工業大学（福井市）、仁愛大学（越前市）、福井工業高等専門学校（鯖江市）、仁愛女子短期大学（福井市）が設置されているほか、企業の人材育成を支援する中小企業産業大学校も設置されており、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施を促進するために必要となる人材を育成できる環境が整っている。

【図表5】嶺北地域の市町別概況

市町名	人 口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜人口 比 率	民 営 事業所数	人口千人 当 たり
福井市	266,796	294,492	110.4	16,100	60.3
大野市	35,291	32,394	91.8	1,950	55.3
勝山市	25,466	23,099	90.7	1,181	46.4
鯖江市	67,450	63,833	94.6	3,545	52.6
あわら市	29,989	28,333	94.5	1,317	43.9
越前市	85,614	87,571	102.3	4,592	53.6
坂井市	91,900	81,813	89.0	3,865	42.1
永平寺町	20,647	18,069	87.5	838	40.6
池田町	3,046	2,628	86.3	162	53.2
南越前町	11,551	8,708	75.4	432	37.4
越前町	23,160	18,891	81.6	1,154	49.8
計	660,910	659,831	99.8	35,136	53.2

出典：総務省「平成22年国勢調査」「平成24年経済センサス活動調査」

嶺南地域は、2市4町（敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町）からなる広域的な地域であり、木ノ芽峠の南部、若狭湾岸に位置している。

J R小浜線、舞鶴若狭自動車道、国道27号が域内を東西に横断し、これらと接続する国道、県道等が域内を結んでいる。域内の市町は、敦賀市または小浜市への通勤・通学者の割合が10%を超えており、両市を中心とした都市圏が形成されている。また、日本海側屈指の港湾である敦賀港を有し、県内だけでなく、関西圏や中京圏の企業にとって国内外との輸移出入の重要な拠点となっている。

近年では、敦賀市から域内を横断し、吉川JCT（兵庫県）において中国自動車道と接続する舞鶴若狭自動車道が全線開通（平成26年7月）したことにより、西日本とのアクセスが飛躍的に向上し、関西、中京、北陸の交通結節点として、物流面での重要な地域となってい

る。

また、当地域には、リアス式海岸の地形を活かし、11基の原子力発電所が立地しており、長年にわたって関西圏への電力供給に貢献してきた。このため、域内では、原子力発電に関連した建設業や宿泊・飲食サービス業の事業所数、従業員数の構成割合が高くなっている。

関西圏、中京圏との玄関口となっている敦賀市、古くから食料品製造業や若狭塗、若狭めのう細工などの伝統工芸が盛んな小浜市、県内有数の規模を誇る若狭中核工業団地（若狭テクノバレー）が所在する若狭町には、規模の大きい製造業の事業所が立地しており、今後の事業拡大が期待できる。

高等教育機関としては、福井県立大学小浜キャンパス（小浜市）、敦賀市立看護大学（敦賀市）、福井大学附属国際原子力工学研究所（敦賀市）が設置されており、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施を促進するために必要となる人材を育成できる環境が整っている。

【図表 6】 嶺南地域の市町別概況

市町名	人 口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜人口 比 率	民 営 事業所数	人口千人 当 たり
敦賀市	67,760	68,887	101.7	3,433	50.7
小浜市	31,340	32,213	102.8	1,846	58.9
美浜町	10,563	10,799	102.2	589	55.8
高浜町	11,062	10,845	98.0	569	51.4
おおい町	8,580	9,032	105.3	489	57.0
若狭町	16,099	15,128	94.0	753	46.8
計	145,404	146,904	101.0	7,679	52.8

出典：総務省「平成22年国勢調査」「平成24年経済センサス活動調査」

(4) 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の内容等

イ 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業

事業概要（移転型事業）：

民間企業等により実施される東京23区から本社機能の移転を伴う特定業務施設を整備する。

実施期間：

平成27年9月～令和9年3月

実施場所：

上記（2）①に記載する移転型事業の対象地域内

事業概要（拡充型事業）：

民間企業等により実施される拡充型事業の対象地域内における特定業務施設を整備す

る。

実施期間：

平成27年9月～令和9年3月

実施場所：

上記（2）②に記載する拡充型事業の対象地域内

□ 不動産取得税、固定資産税、法人事業税の不均一課税制度の創設

事業概要：

企業の本社機能等の移転および県内企業の本社企業等の拡充に伴う不動産取得税、固定資産税、法人事業税について、不均一課税制度を創設する。

実施主体：

福井県

実施期間：

平成27年～

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 支援措置によらない独自の取組

イ 用地・施設の整備状況に関する情報の開示

事業概要：

市町や金融機関、民間不動産会社との連携により県内の産業用地・施設情報を収集し、県において一括管理するとともに、新産業エリア整備促進チーム会議等を通して関係機関と情報を共有する。また、県内産業団地の整備や分譲の状況、産業用地、空工場等産業施設の情報を県のホームページや企業誘致関連冊子に掲載し、広く情報を開示する。

実施主体：

福井県

実施期間：

平成27年～

□ 事業者の移転手続きに係るワンストップ窓口の設置

事業概要：

県に本社機能移転を支援するワンストップ窓口を設置し、県内に本社機能の移転を

行

う企業に対して手続きの支援、相談等を実施するとともに、県、市町、ふるさと福井移住定住促進機構が連携し、本社機能の移転に伴い移住する従業員とその家族に対し、移住の手続から移住後の生活に関する支援・相談まで、継続的かつ一貫した支援を実施する。

実施主体：

福井県

実施期間：

平成27年～

ハ 事業者の移転促進に係る人材育成確保

事業概要：

中小企業産業大学校において、マネジメントや人事・総務など経営管理に関する研修を実施し、本社機能を担う人材を育成する他、福井県アジア人材基金等を活用し、県内の大学生、社会人の語学力向上や、アジア地域を中心とするグローバル経済分野の知識習得に関する事業を行い、国際社会で活躍できる人材を育成する。

また、福井県ものづくり人材育成修学資金等を活用し、理工系大学院における修学を支援することにより、県内のものづくり企業において研究開発業務に携わる人材を育成・確保する。

実施主体：

福井県

実施期間：

平成27年～

二 新たな産業用地の確保

事業概要：

本社機能の移転・拡充の受け皿となる産業用地を確保するため、産業団地整備補助金等を活用し、産業団地を整備する市町を支援する。

実施主体：

福井県

実施期間：

平成27年～

ホ 本社機能を移転する事業者への助成措置

事業概要：

本社機能の移転・拡充を促進するため、事務棟や社宅等の建設費用や移転経費に対し県独自の補助金による助成を行う。

また、本社機能の移転に伴う県外からの従業員の移住や、県内における新たな雇用を促進するため、従業員の移転や新規雇用に対し、人数に応じた県独自の補助金による助成を行う。

実施主体：

福井県

実施期間：

平成27年～

6 計画期間

地域再生計画認定の日から令和9年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標達成状況に係る評価の手法

4-4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の年度ごとに必要な調査を行い状況の把握を行うとともに、福井県企業立地推進戦略本部において、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

7-2 目標達成に係る評価の時期および評価を行う内容

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(中間年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度(最終年度)	累計
目標1 雇用創出数	30人	30人	30人	30人	30人	15人	15人	74人	74人	66人	66人	66人	526人
嶺北地域	15人	15人	15人	15人	15人	0人	15人	37人	37人	33人	33人	33人	263人
嶺南地域	15人	15人	15人	15人	15人	15人	0人	37人	37人	33人	33人	33人	263人
目標2 地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定件数	2社(うち移転型1社)	2社	2社(うち移転型2社)	2社	2社(うち移転型1社)	1社	1社	6社	6社(うち移転型1社)	4社	4社	4社	36社(うち移転型5社)
嶺北地域	1社	1社	1社	1社	1社	0社	1社	3社	3社	2社	2社	2社	18社
嶺南地域	1社	1社	1社	1社	1社	1社	0社	3社	3社	2社	2社	2社	18社

(指標とする数値の収集方法)

雇用創出数 県において、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた企業のほか、期間内に県内において本社機能の移転・拡充等を行った企業に調査を行い、本社機能に関する業務への従事を新たに開始した従業員数を算出

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4-4に示す地域再生計画の目標の達成状況については、計画期間の年度ごとの内容を、速やかに福井県のホームページ上で公表する。

8 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

9 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

10 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし

別紙 1

○法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

市町名	区域
福井市	グリーンハイツ1～10丁目、つくし野1～3丁目、つくも1～2丁目、みのり1～4丁目、安原町、安保町、一本木町、稲多元町、稲多新町、稲多浜町、引目町、羽水1～3丁目、運動公園1～4丁目、栄町、円山1丁目、下河北町、下江守町、下荒井町、下森田桜町、下森田新町、下森田町、下森田藤巻町、下森田本町、下東郷町、下馬1～3丁目、下六条町、下筋生田町、加茂河原1～3丁目、加茂河原町、加茂緑苑町、河合寄安町、河増町、花月1～5丁目、花堂中1～2丁目、花堂東1～2丁目、花堂南1～2丁目、花堂北1～2丁目、開発1～5丁目、開発町、学園1～3丁目、乾徳1～4丁目、間山町、丸山1～3丁目、丸山町、幾久町、幾代2丁目、久喜津町、栗森町、栗森町浜、経栄1丁目、経田1～2丁目、月見2～5丁目、玄正島町、古市1～3丁目、狐橋1～2丁目、御幸1～4丁目、光陽1～4丁目、江守の里1～2丁目、江守中1～2丁目、江守中町、江端町、高屋町、高塚町、高木1～2丁目、高木中央1～2丁目、高木町、高木北1～5丁目、高柳町、黒丸町、甕谷町、今市町、左内町、三ツ屋1～2丁目、三ツ屋町、三十八社町、三尾野町、三留町、三郎丸1～4丁目、三郎丸町、山室町、四ツ井1～2丁目、市波町、志比口1～3丁目、寺前町、漆原町、若栄町、若杉1～4丁目、若杉町、若杉浜1～3丁目、手寄1～2丁目、種池1～2丁目、種池町、舟橋1～3丁目、舟橋新町、舟橋町、重立町、春山1～2丁目、春日1～3丁目、春日町、順化1～2丁目、勝見1～3丁目、小稲津町、小山谷町、小路町、松城町、松本1～4丁目、松本上町、照手1～4丁目、照手町4丁目、上森田1～5丁目、上森田町、上中町、上毘沙門町、上北野1～2丁目、上野本町、上野本町新、城東1～4丁目、新下江守町、新田塚1～2丁目、新田塚町、新保1～3丁目、新保町、森田新保町、真木町、水越1丁目、菅谷1～2丁目、菅谷町、成和1～2丁目、清水杉谷町、西下野町、西開発1～4丁目、西学園1～3丁目、西谷1～3丁目、西谷町、西板垣町、西方1～2丁目、西堀町、西木田1～5丁目、石橋町、石新保町、石盛町、川合鷺塚町、川尻町、浅水町、浅水二日町、足羽1～5丁目、大願寺1～3丁目、大宮1～6丁目、大手1～3丁目、大瀬町、大町、大町1～2丁目、大土呂町、大島町、大東1～3丁目、大和田町、中央1～3丁目、中荒井町、中毘沙門町、中野1～3丁目、中野町、町屋1～3丁目、長本町、梅野町、定正町、天池町、田原1～2丁目、田尻栃谷町、渡町、島寺町、東下野町、東郷二ヶ町、桃園1～2丁目、灯明寺1～2丁目、灯明寺町、堂島町、栃泉町、南

	<p>居町、南江守町、南四ツ居1～2丁目、南四ツ居町、二の宮1～5丁目、二日市町、日光1～2丁目、日之出1～5丁目、馬垣町、白方町、八ツ島1丁目、八ツ島町、八重巻中町、八重巻町、八重巻東町、板垣1～5丁目、飯塚町、舞屋町、風巻町、福1～2丁目、福新町、福町、文京1～7丁目、米松1～2丁目、別所町、片粕町、宝永1～4丁目、豊岡1～2丁目、豊島1～2丁目、北今泉町、北四ツ居1～3丁目、北四ツ居町、堀ノ宮1丁目、末広町、明里町、毛矢1～3丁目、木田1～3丁目、木田町、問屋町1～4丁目、門前1～2丁目、門前町、有楽町、里別所新町、和田1～3丁目、和田中1～3丁目、和田中町、和田東1～2丁目、淵1～4丁目、淵町、葵町、明里町1丁目、明里町4丁目、清川上町、昭和町、田原町、田原下町、簸川下町、堀田町、松本中町、緑町、豊町、吉野上町、上里町、足羽上町、板垣町、大和田1～2丁目、川上町、加茂河原4丁目、境町、重藤町、志比口町、下北野町、城ノ橋中町、新保北1丁目、大願寺町、高木西1丁目、高木中央3丁目、高柳1～3丁目、月見町、灯明寺3～4丁目、西方町、花堂町、福万町、淵上町、不動町、舟橋新1～2丁目、舟橋黒竜1～2丁目、堀ノ宮町、牧島町、町屋町、水越町、湊新町、水越2丁目、山奥町、米松町、稲多町、古市町</p>
大野市	<p>右近次郎(15～20字及び37字を除く)、横枕(10～30字を除く)、下据(1～10字、15～27字及び38～43字を除く)、下舌(2～5字、18～23字、29字、30字、36字、38～44字及び49字を除く)、下丁(4～7字及び12～36字を除く)、吉(9～21字を除く)、吉野町(201～1012番地を除く)、錦町、鋏掛(3字、11字、13～16字、18字及び25～31字を除く)、月美町、元町、幸町、高砂町、国時町(201～407番地、601～907番地及び1101～1410番地を除く)、桜塚町(201～502番地を除く)、糸魚町(6～8番を除く)、七板(1～29字、33～36字及び42～77字を除く)、篠座、篠座町(2～8番を除く)、若杉町(301～611番地、1001～1004番地及び1301～1714番地を除く)、春日、春日1～3丁目、小矢戸(1～14字、21～29字及び36～61字を除く)、庄林(2～4字、14～21字、25～38字及び41～56字を除く)、菖蒲池(1～3字、15～17字、19字、21字、32字、35字及び45字を除く)、上荒井(1～2字、4～7字及び14～25字を除く)、上舌(4～20字、31～35字及び37字を除く)、城町、新町、神明町(301～915番地、1101～1107番地及び1201～1216番地を除く)、水落町、清瀧、泉町(1番、3番、4番、7～13番及び15～16番を除く)、太田(1字、9字、11字、13字、14字及び17～26字を除く)、大矢戸(1～25字及び33～51字を除く)、大和町、中荒井町1～2丁目、中据(2～31字、35字及び45～54字を除く)、中津川(1～14字、25～27字及び33～36字を除く)、中保(10～12字を除く)、中野(1～2字、12～17字、19字、30字、33～35字、41～44字、50～51字及び57～71字を除く)、中野町3～4丁目、中挾、中挾1丁目、中挾2丁目(101～113番地及び1001～1617番地を除く)、中挾3丁目(101～704番地及び1001～1413番地を除く)、天神町、土打(1～47字及び65～76字を除く)、土布子(1字、3字及び13～28字を除く)、東中、東中町(401～609番地及び1001～1106番地を除く)、東中野1～2丁目、南春日野、南新在家(6～8字、25字、3</p>

	4字及び39～43字を除く)、日吉町、美川町、美里町(101～507番地及び601～901番地を除く)、本町、明倫町、弥生町、友江(21字を除く)、有明町、要町、陽明町1～2丁目、陽明町3丁目(301～605番地、701番地、903番地及び1101～1613番地を除く)、陽明町4丁目(101～711番地を除く)
勝山市	旭町1～3丁目、旭毛屋町、栄町1～5丁目、下高島、下毛屋、郡町1～3丁目、元町1～3丁目、荒土町伊波、荒土町松ヶ崎、荒土町松田、荒土町新保、鹿谷町保田57字、昭和町1～3丁目、上高島、村岡町浄土寺、滝波町1～5丁目、沢町1～2丁目、遅羽町大袋35～37字及び61字、遅羽町比島34～35字及び37字、猪野、猪野口23字及び33～37字、猪野毛屋、長山町1～2丁目、片瀬5～6字、8～11字及び60字、片瀬町1～2丁目、芳野170字及び178字、芳野町1～2丁目、北市、本町1～4丁目、毛屋町、立川町1～2丁目、村岡町黒原25～26字及び28～29字、遅羽町北山4字及び19字
鯖江市	本町1～4丁目、旭町1～4丁目、日の出町、深江町、屋形町、舟津町1～5丁目、上鯖江1～2丁目、小黒町1～3丁目、長泉寺町、長泉寺町1～2丁目、横越町、新町、下新庄町、定次町、五郎丸町、西山町、桜町1～3丁目、住吉町1～3丁目、有定町1～3丁目、柳町1～4丁目、東鯖江1～4丁目、横江町1～2丁目、新横江1～2丁目、宮前1～2丁目、水落町、水落町1～4丁目、北野町、北野町1～2丁目、田所町、三六町1～2丁目、鳥羽町、鳥羽1～3丁目、神中町1～3丁目、御幸町1～4丁目、下江尻町、幸町1～2丁目、丸山町1～2丁目、神明町1～5丁目、東米岡1丁目、つつじヶ丘町、中野町、上河端町、舟枝町、橋立町、下河端町、吉谷町、四方谷町、南井町、大正寺町、大野町、別所町、乙坂今北町、吉江町、米岡町、入町、三尾野出作町、西番町、杉本町、糺町、石田上町、石田中町、石田下町、丸山町3～4丁目、東米岡2丁目、川去町、西大井町、田村町、持明寺町、冬島町、二丁掛町、吉田町、大倉町、小泉町、平井町、熊田町、下野田町、和田町、石生谷町、漆原町、上野田町、上氏家町、下司町、鳥井町、当田町、下氏家町、松成町、落井町、磯部町、戸口町、中戸口町、上戸口町、川島町、別司町、河和田町、筋生田町、片山町、西袋町、金谷町、寺中町、北中町、東清水町、尾花町、沢町
あわら市	伊井4～16字、31～32字、60字及び62字、井江葎(2字、7～10字、14字、16～27字、29～41字、44～45字、47～48字、50字、55～56字、58字、60～67字及び69～74字を除く)、温泉1丁～5丁目、下番4字、花乃杜1～2丁目、指中59～65字、柿原45～47字及び63字、熊坂2～11字、30～34字、62字、64～65字、70～71字、96字、99字、127字及び130字、古屋石塚22字及び24字、国影(1～3字、6～11字、13～14字、16字、20～23字及び36～40字を除く)、山室1～4字、17字、38字、71字及び76～77字、山十楽1字、市姫1～2丁目、市姫4～5丁目、自由ヶ丘1～2丁目、舟津(2～8字、11～14字、17～18字、28～30字、32字及び67～74字を除く)、舟津1～3丁目、春宮1～2丁目、菅野22～23字、35～37字、40～56字及び70～71字、清間11字、14～15字及び18～20字、西温泉1丁目、大溝1～2丁目、池口5字、中川10字、田中々(3～15字、17字、19～25字、27

	字、29～33字、38字及び43～45字を除く)、東善寺5字、東田中5～6字、9字、11字及び14字、二面(1～7字、9～17字、19～23字、25～32字、39字、44～46字、51字、53字、57～59字、61～62字、64～65字、67～73字、75～77字、79字、81～83字及び85～90字を除く)、二面1丁目、二面4丁目、波松68字、布目、北8～14字、北金津25字及び125字、堀江十楽(7～8字、10～13字、15字、20字、25～35字、38字及び40～41字を除く)、矢地1～10字及び32～33字
越前市	粟田部町、稲寄町、瓜生町、押田2丁目、横市町、岡本町、葛岡町、岩内町、岩本町、宮谷町、五分市町、行松町、高瀬1丁目、高木町、国高1～3丁目、国中町、今宿町、三ツ口町、四郎丸町、芝原3丁目、芝原5丁目、若竹町、小松1～2丁目、小野谷町、庄町、庄田町、松森町、上真柄町、新在家町、新町、新保1～2丁目、新保町、清水頭町、千原町、千福町、村国3丁目、大塩町、大屋町、大滝町、大虫町、大虫本町、池ノ上町、中央2丁目、中津山町、長土呂町、塚町、定友町、東千福町、巖町、南1～2丁目、日野美1～2丁目、白崎町、姫川1～2丁目、不老町、府中3丁目、平出1～2丁目、平林町、片屋町、北小山町、北府1～4丁目、本多2～3丁目、本保町、妙法寺町、野岡町、矢放町
坂井市	丸岡町愛宕、丸岡町安田新(2～4字、6字、12～14字及び20字を除く)、丸岡町磯部新保(16字を除く)、丸岡町磯部島(2～3字、9字、12字及び14字を除く)、丸岡町磯部福庄(1字、4字、6字、8～9字、11字、15～17字、19～21字及び24字を除く)、丸岡町一本田(8字、14～18字、22字、24～25字、27字及び29字を除く)、丸岡町一本田中(1～5字、9字、15字、21字、23～26字及び47～48字を除く)、丸岡町一本田福所(1～3字、5～7字、13～14字、16～20字、24字、26～27字及び31字～34字を除く)、丸岡町羽崎(24字、26字及び29～31字を除く)、丸岡町栄1丁目、丸岡町栄2丁目、丸岡町下安田(8～10字、22字及び26字を除く)、丸岡町下久米田(1～2字、4字、8字、11字、14字、16～17字、24～26字、28～31字、33字、35字及び38～58字を除く)、丸岡町霞ヶ丘1～2丁目、丸岡町霞町1丁～4丁目、丸岡町楽間(1～6字及び11～12字を除く)、丸岡町乾下田、丸岡町寄永(2～4字を除く)、丸岡町儀間(1字、5～6字、10～11字、13字、15字、17～18字、23字、25字、27字及び33～51字を除く)、丸岡町吉政(1～7字、9～11字、13字、16字及び40～46字を除く)、丸岡町牛ヶ島(1～2字、4～6字、9字、11字、13～18字及び25～27字を除く)、丸岡町金元(1字、3～5字及び7～8字を除く)、丸岡町熊堂(1～3字を除く)、丸岡町玄女(2字、15～16字、19字、20字、22～24字及び37～52字を除く)、丸岡町御幸1丁目、丸岡町荒町、丸岡町高瀬(2～3字、6字及び15～19字を除く)、丸岡町高田(2～3字及び5～6字を除く)、丸岡町高柳(1～3字、9字、11字、13字、16字、19字及び22字を除く)、丸岡町今市(4～7字、12字、14字、16～17字及び19～21字を除く)、丸岡町今町、丸岡町今福(2字及び16字を除く)、丸岡町笹和田(1～3字を除く)、丸岡町山久保(1～11字、13～20字、22字、26字、28～30字、33字、37～38字及び52～57字を除く)、丸岡町山崎三ヶ(1～3字、5～6字、8字、10～13字、15字、17字、19～28字、30～

31字、34字、36字、39字、44字、47字、54～55字、59～60字及び62～64字を除く)、丸岡町四ツ屋(1～11字を除く)、丸岡町四ツ柳(1～2字、5～6字、8～10字、12字、15字、17～19字、23字及び25～28字を除く)、丸岡町四郎丸(7字、10字及び14～16字を除く)、丸岡町篠岡(16字を除く)、丸岡町舟寄(1～15字、17～19字、31字、34字、36字、39字、41字、44字、47字、51～53字、56～57字、150～152字、155～166字及び168字を除く)、丸岡町女形谷(6～7字、10～13字、15～21字、24～26字、29～34字、42～44字及び60～67字を除く)、丸岡町小黑(1～2字、6字、8字、10～11字、13～17字、36～40字、49～51字、63字、71～73字、103字及び105～107字を除く)、丸岡町松川1～2丁目、丸岡町松川町、丸岡町上安田(2字、5字、12～14字、20～21字、24字及び27～28字を除く)、丸岡町上久米田(3字、8字、12～13字、15字、17～18字、20～22字、24字、26字、32字及び42～87字を除く)、丸岡町上金屋(1～7字、9字、17字、21～22字及び27～29字を除く)、丸岡町上田町1～2丁目、丸岡町乗兼(12字、14字、19字及び31～36字を除く)、丸岡町城北1～3丁目、丸岡町城北5～6丁目、丸岡町新聞(1字、5字及び10～14字を除く)、丸岡町新九頭竜1～2丁目、丸岡町新鳴鹿1丁目、丸岡町新鳴鹿3丁目、丸岡町針ノ木1丁目、丸岡町西瓜屋、丸岡町西里丸岡(7～8字を除く)、丸岡町石城戸町1～4丁目、丸岡町千田(1～2字、6字、12～14字、17～19字、22字、25～27字及び29字を除く)、丸岡町舛田(5字、7～8字、10字、13字、30字及び34～36字を除く)、丸岡町曾々木(39～41字を除く)、丸岡町大森(12～13字、15～18字、22字、28字、31字及び36～42字を除く)、丸岡町巽町1～3丁目、丸岡町谷町1～3丁目、丸岡町筑後清水(1～2字、7字、9字、11字、13字、15～17字及び19字を除く)、丸岡町猪爪(17字を除く)、丸岡町猪爪1～7丁目、丸岡町朝陽1～2丁目、丸岡町長崎(1～3字、5～9字、21字及び23～25字を除く)、丸岡町長畝(4～5字、7字、10～11字、13字、20字、23～28字、30字、34字、36～37字、39字、50～52字、60～61字及び101～102字を除く)、丸岡町坪ノ内(2～3字、7字、10～11字、14～15字、17字、19字、21字及び24字を除く)、丸岡町坪江(6字、8～9字、11～12字、14～15字、18字、21字、25～26字、29字、34字及び37～39字を除く)、丸岡町田屋(2字、76～77字、80字、126～127字及び132字を除く)、丸岡町東二ツ屋(1～2字、6～11字及び16字を除く)、丸岡町東陽1～2丁目、丸岡町寅国(5字及び13～15字を除く)、丸岡町内田(5～10字及び19～29字を除く)、丸岡町南横地、丸岡町八ヶ郷(1～25字及び28～29字を除く)、丸岡町八ツ口(1～5字、9字、11字、13～17字、19字、21～22字、38字、41字、47字及び49～51字を除く)、丸岡町八丁(1字を除く)、丸岡町八幡町、丸岡町板倉(1～3字、5～6字、8～10字、12字、52～54字及び56～62字を除く)、丸岡町富田町1～2丁目、丸岡町豊原高瀬(1～4字及び6字を除く)、丸岡町北横地(7～11字、17～21字、38字、40字、51字、53字、56字、66字、68～69字及び71字を除く)、丸岡町北横地1丁目、丸岡町堀水(1～6字、10～12字及び14字を除く)、丸岡町本町1～4丁目、丸岡町末政(1～3

字、6～10字及び13～18字を除く)、丸岡町野中山王(1字、7字、10字、16字、19字、24～29字、37字、48字及び56～63字を除く)、丸岡町柳町、丸岡町友末(1字、3字、4字、6字、8～11字、15字及び20字を除く)、丸岡町与河(2字、4字、78～80字、129字、130字及び132～135字を除く)、丸岡町里丸岡1～3丁目、丸岡町里竹田(3字、5字及び25～34字を除く)、坂井町下関(1～18字、21～35字、37～47字、49～62字及び64字を除く)、坂井町下新庄(2～3字、6字、8～15字及び17～18字を除く)、坂井町下兵庫(32字、34字、37字、125字、201～205字、208～212字、215～231字、233～235字、237～238字、242～245字、250字、253字、255～261字、265～271字、274～280字、282～284字、288～290字、292字、294字及び298字を除く)、坂井町河和田(1～3字、5字、7～8字、10字、13字、16～17字、19字、21字、23字、25字、27～30字、35～36字、38～39字、42～45字、47字、49字及び51～55字を除く)、坂井町宮領(3～4字、6字、8字、10字、12字、14～15字、19字、22字、27～28字、33字、36字及び45～46字を除く)、坂井町五本(3～4字、6～9字、13～17字、19字、21～24字、26～28字、30字、32～35字、37字、39～41字、43～44字、47～48字、50～51字及び55字を除く)、坂井町御油田(2字、4字、9字、13～14字、17～21字、25字、30～34字、36字、41字、43字及び45～46字を除く)、坂井町高柳(101～126字を除く)、坂井町今井(1～13字、37字及び45～46字を除く)、坂井町若宮(1～12字、15～20字、24～27字、39～40字、43字及び48字を除く)、坂井町上関(1～6字、9～20字、22～26字、30～31字、33～42字及び45～57字を除く)、坂井町上新庄(2字、6字、8字、13字、23～26字、29字、34～35字、38字、40～41字及び48字を除く)、坂井町上兵庫(1～6字、8字、14～17字、21～25字、27字、29字、32～34字、36字、41～43字、46～49字、52字、54字、59字、63字、74～77字、80字、84～88字及び94～95字を除く)、坂井町新庄1～3丁目、坂井町清永(4～6字、8～10字、18字、20～23字、33字、37～38字、41～43字、45～48字及び50～52字を除く)、坂井町西(1～20字及び22～26字を除く)、坂井町折戸(1～3字、6～8字、10～13字及び50字を除く)、坂井町蔵垣内(1～11字、13～16字、18～27字、29字、32字、34～39字、41字及び43字を除く)、坂井町大味(1字、6字、10字、15～16字、28字、56字、58字、71字、101～106字、108～119字及び121～144字を除く)、坂井町蛸(1～20字、22字及び83字を除く)、坂井町朝日1～2丁目、坂井町長屋(1～5字、7～10字、12～13字、15～17字、19字、20字、23～24字、27～28字、39～40字、42字、44～45字、47～48字、50字、53字、55～56字、58～70字及び73～76字を除く)、坂井町長畑(1～4字を除く)、坂井町定旨(4～5字、7～13字及び17字を除く)、坂井町田島(1字、4字、6～7字、9～11字及び13～17字を除く)、坂井町田島窪(1～2字及び4～11字を除く)、坂井町島(1～6字及び8～11字を除く)、坂井町東(1～12字、26～27字、30字、32～33字、35字、37字及び39～40字を除く)、坂井町東荒井(2字、5字、7字、11字、14～20字、22字、24字、26～27字、29～30字、33字、35字、37～38字及

び45～46字を除く)、坂井町東中野(1～3字、5～6字、8字、10字及び15～18字を除く)、坂井町東長田(5字、7～8字、12字、15字、21～22字、29～30字、32字、34～35字、40字、42字、49字、51字、53字、55字、59～60字及び62～64字を除く)、坂井町徳分田(1字、8字、10～11字、16字、27～29字、32字、36字、39字及び43～46字を除く)、坂井町福島(1～2字、15～18字、22～23字、25～32字、35字、37～39字、42～43字、45～47字、50字、52～53字、56～57字及び59字を除く)、坂井町木部新保(1～2字、4字、6～21字、23～28字、30～40字及び72～73字を除く)、坂井町木部東(3～4字、7字、10～11字、14～15字、17～18字、20字、24～32字及び35字を除く)、三国町つつじが丘、三国町運動公園1～3丁目、三国町沖野々(1～2字及び8～9字を除く)、三国町下野(14字、16～19字、21～23字、26～29字、34～36字、38～39字、43字、45～46字、48字、50字、53字、57～58字、61字、63～65字、69～70字、72字、74～75字及び82字を除く)、三国町加戸(1～5字、8字、10～11字、15字、17字、19字、21～22字、27字、36字、41～42字、47字、49字、51字、53字、59～65字、77～78字、101～103字、116～119字、135字及び137～138字を除く)、三国町覚善(5字、8字、10～11字、21字、23～24字、27字、30～33字及び36～37字を除く)、三国町楽円(3字、18字及び51～59字を除く)、三国町梶(1字、5字、13字、15字、19～21字、23字、26～27字、29～31字、33字、40～42字、45～49字、51～52字、55～58字及び74字を除く)、三国町錦1～4丁目、三国町黒目(2字、5～11字、14～16字、19～20字、28～29字及び31字を除く)、三国町崎(4～22字、24字、29～30字、32～34字、57～74字及び76字を除く)、三国町三国東1～7丁目、三国町山王1～6丁目、三国町山岸(20字、28字、31字、35～36字、42～47字、49字、51～60字及び65～69字を除く)、三国町汐見1丁目、三国町汐見3丁目、三国町宿(48字及び50字を除く)、三国町宿1～3丁目、三国町新宿1～2丁目、三国町新保(35～37字、39字、43～44字及び97字を除く)、三国町神明1～3丁目、三国町陣ヶ岡(2字、8字、10～17字、19～21字、24字、26～31字及び33～37字を除く)、三国町水居(1～7字を除く)、三国町嵩(3字、5～6字、8～9字、11字、15～19字、22字、26字、29字、31字、37字及び44～52字を除く)、三国町西今市(14～16字、21～23字及び26字を除く)、三国町西谷(1～8字、11字、13字及び15～19字を除く)、三国町西野中(18～24字及び26～32字を除く)、三国町青葉台、三国町石丸(1字及び101～138字を除く)、三国町川崎(101～128字を除く)、三国町滝谷(57字及び60字を除く)、三国町滝谷1～3丁目、三国町池見(17字及び101～117字を除く)、三国町池上(1～3字、5～7字、9～10字、12～15字、18字、27～28字、30～31字、33字、37字、41～43字、46字、49字、54字、57～58字、83～87字、90字、92～98字、100～102字、104～106字、108字、110～112字及び114～117字を除く)、三国町竹松(3字、5字、8字、11字及び17字を除く)、三国町中央1～2丁目、三国町殿島、三国町南本町1～4丁目、三国町浜地(2字、4字、7～10字、12～14字、20～22字、30字、40

～45字及び47～48字を除く)、三国町平山(1字、5字、8字、10～13字、17字、19字、21字、24～26字、28字、30～31字、33字、35～37字、39～40字、43～44字、47～49字、53字、61～62字、64～70字及び80～81字を除く)、三国町米ヶ脇(24字、27～31字及び34～40字を除く)、三国町米ヶ脇1～5丁目、三国町米納津(3～6字、12～17字、19字、23～24字、26～34字、36～40字及び45～47字を除く)、三国町北本町1～4丁目、三国町油屋(3～4字、8字、13字及び18～19字を除く)、三国町緑ヶ丘1～5丁目、春江町いちい野中央、春江町いちい野北、春江町安沢(6～10字、14字、20字、22～23字、26～27字及び31字を除く)、春江町為国(23字を除く)、春江町為国亀ヶ久保、春江町為国幸、春江町為国西の宮、春江町為国中区、春江町為国平成、春江町井向(2～3字、8～11字、13～15字、17～18字、22字、24字、26～28字、31～33字、36字及び41～42字を除く)、春江町沖布目(1～2字、4～7字、9～10字、14字、17字、22字、25～27字、29字、32字、35～37字、40～41字、43～44字、50～53字、55～56字及び59字を除く)、春江町下小森(1～2字、6～7字、9字、15～17字、21字、24及び28字を除く)、春江町寄安(1字、3～6字、9字及び12～14字を除く)、春江町境元町、春江町境上町、春江町金剛寺(8～12字及び14字を除く)、春江町江留下、春江町江留下宇和江、春江町江留下屋敷、春江町江留下高道、春江町江留下相田、春江町江留上旭、春江町江留上錦、春江町江留上昭和、春江町江留上新町、春江町江留上大和、春江町江留上中央、春江町江留上日の出、春江町江留上本町、春江町江留上緑、春江町江留中(1字、3～5字、9字、13～14字、18字、20～22字、24～26字、28字、31字、33字、35～36字及び40～42字を除く)、春江町高江(3～5字、8～10字、12字、16～17字、20～21字、23字、25～26字及び29字を除く)、春江町取次(1～3字及び6～8字を除く)、春江町松木(6字、13～16字及び18～20字を除く)、春江町上小森(1字、4字、6～12字、14字、17字、20字及び22～23字を除く)、春江町針原(1～5字、7～12字、19字、26～27字、30字、33～34字、43～44字、46～48字、52～53字、56～57字、60～67字及び70字を除く)、春江町随応寺(2字、6～8字、10字及び25字を除く)、春江町随応寺中央、春江町正善(1～6字及び18字を除く)、春江町正蓮花(2字、6～7字、11字、14字及び16～21字を除く)、春江町西太郎丸(4～8字、12～13字、16字及び19～21字を除く)、春江町西長田(2字、4～5字、11字、15字、24～28字、37字、39～41字、43字、47～48字、50字、52字、56字、58字及び60～61字を除く)、春江町石塚(1～9字、12～15字、18～20字及び22～33字を除く)、春江町石仏、春江町千歩寺(1字、3字、5～13字、15～17字、19～20字、22～23字、25字、27～30字及び32字を除く)、春江町大針(4～7字及び9～10字を除く)、春江町大牧(1字、3～4字、6～8字、10字、12字、14字、16～17字、20～25字、27～30字、32字、34～35字及び37～38字を除く)、春江町中筋(28～29字、35～37字及び43～47字を除く)、春江町中筋高田、春江町中筋三ツ屋、春江町中筋春日、春江町中筋大手、春江町中筋北浦、春江町中庄(2字、6～7字、10～11字、

	14～15字、18～19字、21字、27～28字、31字、33～34字、40字、43字、46字、51字、53字、55字、59字、61字及び64字を除く)、春江町辻(1～4字、7～11字及び14字を除く)、春江町定広(1～7字を除く)、春江町定重(2～3字及び6～8字を除く)、春江町田端(4～6字、11～13字、20字、22～23字、26字、28字、31～33字、36～41字及び43字を除く)、春江町東太郎丸(15字、17字、19～20字及び22字を除く)、春江町藤鷲塚(1～7字、9～10字、13～15字、19～21字、25～35字及び41～45字を除く)、春江町姫王(1～3字、7～9字及び12～13字を除く)、春江町布施田新(1～4字、8字及び12字を除く)、春江町堀越(1～4字、9字及び11～12字を除く)、春江町本堂(1字、3字、5～7字、9～15字、17～19字及び24～27字を除く)、春江町木部西方寺、三国町藤沢(1～5字及び8字を除く)、三国町野中(1～13字を除く)、三国町横越(6字及び13～25字を除く)、三国町玉江(1字、5字、10字、13字、16字及び18字を除く)、丸岡町為安(2～6字、8字、10字、11字、13～17字、36～40字、49～51字、63字及び71～73字を除く)、丸岡町石上(1字を除く)、丸岡町川上(1～8字、10～11字及び13～23字を除く)、丸岡町畑中(23字、77字、79～80字、128字及び132字を除く)、丸岡町伏屋(38～42字を除く)、丸岡町三本木(45～46字を除く)、丸岡町赤坂(42～45字を除く)、丸岡町豊原(11字、13～14字、18字、21字及び36～65字を除く)、丸岡町宇随(2字、4字、6字、702字及び705字を除く)、丸岡町宇田(2字、5字、8字、10字、13字、16～17字及び19字を除く)、丸岡町反保(1～3字を除く)、丸岡町油為頭(1～2字、6字、9字、11字、13～15字及び17～18字を除く)、春江町境為(1～8字を除く)、三国町三国、丸岡町乾、丸岡町下田、丸岡町上田、丸岡町松川、丸岡町猪爪9丁目、丸岡町里丸岡、春江町江留上、春江町境
永平寺町	松岡吉野塚31字、松岡室26字、松岡吉野塚31字、松岡吉野塚37字、山1字及び9字、高橋2～6字、谷口3～4字及び8～9字及び48字、東古市25字、26字及び32字、浅見5字、7字、9字、11字及び13字、牧福島33字、37～38字及び40字、大月23字、27字、29字及び35字
池田町	安善寺、稲荷、広瀬、山田、市、寺谷、寺島、上荒谷、水海、西角間、谷口、池田、定方、東俣、板垣、野尻、藪田、新保、
南越前町	今庄、鯖波、湯尾
越前町	気比庄、青野、佐々生、織田、西田中、西田中2～4丁目、大王丸、朝日、朝日1丁目、東内群1～4丁目
敦賀市	衣掛町、栄新町、永大町、岡山町1～2丁目、開町、角鹿町、鞠山、金ヶ崎町、櫛川、櫛林、杳見、結城町、元町、原、古田刈、呉羽町、呉竹町1～2丁目、港町、高野、坂下、桜町、三島町1～3丁目、市野々町1丁目、若泉町、若葉町1～3丁目、曙町、昭和町1～2丁目、松栄町、松原町、松島町、松島町2丁目、新松島町、新和町1丁目、神楽町1～2丁目、清水町1～2丁目、石ヶ町、川崎町、泉、相生町、中、中央町1～2丁目、鋳物師町、長沢、津内、津内町1～3丁目、鉄輪町1～2丁

	目、天筒町、田結、東洋町、藤ヶ丘町、堂、萩野町、白銀町、布田町、舞崎町、舞崎町2丁目、平和町、本町1～2丁目、明神町、木崎、野神、余座、和久野、苜生野
小浜市	阿納尻、一番町、羽賀、雲浜1～2丁目、駅前町、遠敷、遠敷1～10丁目、下竹原、加斗、加茂、加茂、学園町、宮の前、金屋、熊野、堅海、後瀬町、口田縄、甲ヶ崎、高塚、国分、山王前1～2丁目、山手1～3丁目、四谷町、小松原、小浜塩竈、小浜貴船、小浜玉前、小浜広峰、小浜香取、小浜今宮、小浜鹿島、小浜酒井、小浜住吉、小浜神田、小浜清滝、小浜生玉、小浜浅間、小浜多賀、小浜大宮、小浜大原、小浜男山、小浜津島、小浜日吉、小浜白鳥、小浜白髭、小浜飛鳥、小浜竜田、小浜鈴鹿、松ヶ崎1丁目、上竹原、城内1～2丁目、新小松原、深谷、深野、神宮寺、須縄、水取1～4丁目、生守、西勢、青井、千種1～2丁目、川崎1～3丁目、相生、多田、大手町、谷田部、竹原、竹長、東勢、湯岡、南川町、飯盛、尾崎、府中、伏原、福谷、平野、北塩屋、堀屋敷、湊、木崎、竜前、和久里
美浜町	河原市、久々子、郷市、金山、佐柿、佐田、坂尻、山上59～60号、77号、79～84号、86～87号及び94号、松原1号及び3号、早瀬、大藪、丹生66号、木野
高浜町	安土、藪部、塩土、音海52号、77号及び79号、下車持16～17号、22～23号、38～39号及び46号、岩神、宮崎、高森、三明、紫水ヶ丘、事代、若宮、小和田71～74号及び37～43号、鐘寄、西三松、青11～20号、青戸、中山13号、17号及び50号、中津海、田ノ浦、東三松、湯谷、南団地1～2丁目、馬居寺28号及び30号、畑12～24号、立石、和田1～2号、6～7号、100～145号及び168号、高屋
おおい町	安川4字、9字、14字及び19号、久保68号、成海1号、石山27号、28号及び32号、大島1号、13号及び19号、福谷22字及び43字、早田谷79字、奥谷、本郷28～29号、39～42号及び54号、名田庄井上6号、名田庄下84号、名田庄口坂本37号、名田庄小倉26～27号、名田庄西谷12～15号
若狭町	安賀里、熊川2～29字、30字1～10、30字12～13、31字、32字、33字1～22、33字24～25、27～36字、42字、43字、井ノ口、三十三団地、三方、市場、若狭テクノバレー、相田、鳥浜、能登野

別紙 2

○法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業の対象となる地域

【嶺北地域】

市町名	区域
福井市	<p>つくし野1丁目、つくも1～2丁目、みのり1～4丁目、安原町、安保町、一本木町、稲多元町、稲多新町、稲多浜町、羽水1～3丁目、栄町、円山1丁目、下河北町、下江守町、下荒井町、下森田桜町、下森田新町、下森田町、下森田藤巻町、下森田本町、下東郷町、下馬1～3丁目、下六条町、下苧生田町、加茂河原1～3丁目、加茂河原町3字、16～17字、20～21字及び29～33字、加茂緑苑町、河合寄安町、河増町、花月1～5丁目、花堂中1～2丁目、花堂東1～2丁目、花堂南1～2丁目、花堂北1～2丁目、開発1～5丁目、開発町、学園1～3丁目、乾徳1～4丁目、間山町、丸山1～3丁目、丸山町38字、40字及び44字、幾久町、幾代2丁目、久喜津町、栗森町、経栄1丁目、経田1～2丁目、月見2～5丁目、玄正島町、古市1～3丁目、御幸1～4丁目、光陽1～4丁目、江守中1～2丁目、江守中町、江端町、高屋町、高塚町、高木1～2丁目、高木中央1～2丁目、高木町、高木北1丁目、黒丸町、甕谷町28～29字、今市町、左内町、三ツ屋1～2丁目、三ツ屋町、三十八社町、三尾野町、三留町7～8字、21～23字及び72字、三郎丸3～4丁目、三郎丸町、山室町、四ツ井1～2丁目、市波町、志比口1～3丁目、寺前町、漆原町、若栄町、若杉1～4丁目、若杉町、若杉浜1～3丁目、手寄1～2丁目、種池1～2丁目、舟橋1～2丁目、舟橋新町、舟橋町、重立町13字、15～18字、22字、28字、30字及び32字、春山1～2丁目、春日1～3丁目、春日町、順化1～2丁目、勝見1～3丁目、小稲津町101～102番地、小山谷町1～5字、12字、24字及び29～30字、小路町、松城町、松本1～4丁目、松本上町、照手1～4丁目、照手町4丁目、上森田1～3丁目、上森田5丁目、上森田町、上中町、上毘沙門町1字、上北野1～2丁目、上野本町、城東1丁目、城東4丁目、新田塚1～2丁目、新田塚町、新保1丁目、新保3丁目、新保町、森田新保町、真木町、菅谷1～2丁目、菅谷町10～11字、成和1～2丁目、清水杉谷町19字及び45字、西下野町、西開発1～4丁目、西谷1～2丁目、西谷町1～2字、7字、11～14字、21～22字及び30字、西板垣町、西方1～2丁目、西堀町7～8字、西木田1～5丁目、石橋町、石新保町、石盛町、川合鷺塚町、川尻町、浅水町、浅水二日町、足羽1～5丁目、大願寺1～3丁目、大宮1～6丁目、大手1～3丁目、大瀬町、大町、大町1～2丁目、大土呂町1～4字、13字、20字及び28字、大島町、大東1～3丁目、大和田町、中央1～3丁目、中荒井町2字及び1～703番地、中毘沙門町1字、7字、14字、32字及び34</p>

	<p>字、中野3丁目、中野町25字、町屋1～3丁目、長本町、梅野町、定正町、天池町29～48字、田原1～2丁目、田尻栃谷町8字、16字及び38字、島寺町3字及び5字、東下野町58～59字、東郷二ヶ町、桃園1～2丁目、灯明寺1～2丁目、灯明寺町、堂島町1～213番地、栃泉町1～5字、26字及び28～33字、南居町70～82字、南江守町1～2字、6字及び61～62字、南四ツ居1～2丁目、二の宮1～5丁目、二日市町、日光1～2丁目、日之出1～5丁目、馬垣町、白方町、八ツ島町5字、14～15字及び30～31字、八重巻中町、八重巻町、八重巻東町、板垣1～5丁目、飯塚町、舞屋町、風巻町、福1～2丁目、福新町、福町、文京1～7丁目、米松1～2丁目、別所町、宝永1～4丁目、豊岡1～2丁目、豊島1～2丁目、北四ツ居1～3丁目、北四ツ居町、堀ノ宮1丁目、末広町、明里町、毛矢1～3丁目、木田1～3丁目、木田町、問屋町1～4丁目、門前1～2丁目、門前町4～16字、有楽町、里別所新町、和田1～3丁目、和田中1～3丁目、和田中町30字、39～55字、82～85字及び123字、和田東1～2丁目、湊1～4丁目、葵町、明里町1丁目、明里町4丁目、清川上町、昭和町、田原町、田原下町、簸川下町、堀田町、松本中町、緑町、豊町、吉野上町、上里町、足羽上町84～86字、板垣町、大和田1～2丁目、川上町、加茂河原4丁目、境町、重藤町、志比口町、下北野町、城ノ橋中町、新保北1丁目、大願寺町、高木西1丁目、高木中央3丁目、高柳1～3丁目、月見町、灯明寺3～4丁目、西方町、花堂町、福万町、湊上町、不動町、舟橋新1～2丁目、舟橋黒竜1～2丁目、堀ノ宮町3字、牧島町、町屋町、水越町、湊新町、水越2丁目、山奥町7字、10～12字、20字、24字、28～29字、35～36字、38字、40～41字、43～47字、51字、54～56字及び58字、米松町、稲多町、古市町</p>
大野市	<p>右近次郎(15～20字及び37字を除く)、横枕(10～30字を除く)、下据(1～10字、15～27字及び38～43字を除く)、下丁(4～7字、10字及び12～36字を除く)、吉(9～21字を除く)、吉野町(201～1012番地を除く)、鍬掛(3字、11字、13～16字、18字及び24～31字を除く)、月美町、元町、七板(1～29字、33～36字、42～77字を除く)、篠座、篠座町(2～8番を除く)、若杉町(301～611番地、1001～1004番地及び1301～1714番地を除く)、春日、春日1～3丁目、庄林(2～4字、14～21字、25～38字及び41～56字を除く)、菖蒲池(1～3字、15～17字、19字、21字、32字、35字及び45字を除く)、上舌(4～20字、31～35字及び37字を除く)、城町、神明町(301～915番地、1101～1107番地及び1201～1216番地を除く)、水落町、清瀧(大野市238～239字を除く)、大矢戸(1～25字及び33～51字を除く)、大和町、中荒井町1丁目、中据(2～31字、35字及び45～54字を除く)、中津川(1～14字、25～27字及び33～36字を除く)、中保(10～12字を除く)、中野(1～2字、12～17字、19字、30字、33～35字、41～44字、50～51字及び57～71字を除く)、中挾2丁目(101～113番地及び1001～1617番地を除く)、中挾3丁目(101～704番地及び1001～1413番地を除く)、土布子(1字、3字及び13～28字を除く)、東中、東中町(401～609番地及び1001～1106番地を除く)、東中野2丁目、南新在家(6～8字、25字、34字及び39～43字を除く)、日吉町、美</p>

	川町、明倫町、弥生町、友江(21字を除く)、要町、陽明町2丁目
勝山市	旭町1～3丁目、旭毛屋町、栄町1～5丁目、下高島1～17字、下毛屋、郡町1～3丁目、元町1～3丁目、荒土町伊波、荒土町松ヶ崎、荒土町松田、荒土町新保、鹿谷町保田57字、昭和町1～3丁目、上高島、村岡町浄土寺(20字及び51～58字を除く)、滝波町1～5丁目、沢町1～2丁目、遅羽町大袋35～37字及び61字、遅羽町比島34～35字及び37字、猪野、猪野口23字及び33～37字、猪野毛屋、長山町1～2丁目、片瀬5～6字、8～11字及び60字、片瀬町1～2丁目、芳野町1～2丁目、北市、本町1～4丁目、毛屋町、立川町1～2丁目、村岡町黒原25～26字及び28～29字、遅羽町北山4字及び19字
鯖江市	本町1～4丁目、旭町1～4丁目、日の出町、深江町、屋形町、舟津町1～5丁目、小黒町1～3丁目、長泉寺町、長泉寺町1～2丁目、横越町、定次町(1～3字及び7～9字を除く)、五郎丸町(8～9字、11～12字及び15～16字を除く)、西山町、桜町1～3丁目、有定町1～3丁目、柳町1～4丁目、東鯖江1～4丁目、横江町1～2丁目、新横江1丁目、宮前1～2丁目、水落町、水落町1～4丁目、北野町(15～17字を除く)、北野町1～2丁目、田所町、三六町1～2丁目、鳥羽町22字、43字及び106～111字、鳥羽1～3丁目、神中町1～2丁目、御幸町1丁目、下江尻町、幸町1～2丁目、丸山町1～2丁目、神明町1～5丁目、東米岡1丁目、つつじヶ丘町、下河端町(32～103字を除く)、吉江町(26～36字を除く)、杉本町(1～12字及び15～26字を除く)、糺町(11字、13～20字、22字、23字、25～29字及び31字を除く)、石田上町15～16字、丸山町3～4丁目、東米岡2丁目、川去町4字、6字及び32字、西大井町4字、二丁掛町1～2字、平井町20字、熊田町1～2字及び14字、石生谷町11字、上野田町12～13字、下司町18字、鳥井町3～4字、当田町12～14字、河和田町(1～5字、30～49字及び52～56字を除く)、筋生田町(4～7字、22字、33字及び36～54字を除く)、片山町(11～13字を除く)、西袋町(1～79字を除く)、北中町(1～8字、10～12字、15～16字及び19～30字を除く)
あわら市	伊井4～16字、31～32字、60字及び62字、井江葎(27字及び29～40字を除く)、温泉1～5丁目、下番4字、花乃杜1～2丁目、柿原45～47字及び63字、指中59～65字、熊坂2～11字、30～34字、62字、64～65字、70～71字、96字、99字、127字及び130字、古屋石塚22字及び24字、国影、山室1～4字、17字、38字、71字及び76～77字、山十楽1字、市姫1～2丁目、市姫4～5丁目、自由ヶ丘1～2丁目、舟津、舟津1～3丁目、春宮1～2丁目、菅野22～23字、35～37字、40～56字及び70～71字、清間11字、14～15字及び18～20字、大溝1～2丁目、池口5字、中川10字、田中々(6～15字、17字、19～22字、24～25字、27字、29～30字及び33字を除く)、東善寺5字、東田中5～6字、9字、11字及び14字、二面、二面1丁目、二面4丁目、波松68字、布目(2～8字、21字、30～33字、36～42字、50～51字及び53～54字を除く)、北8～14字、北金津25字及び125字、堀江十楽(10～15字を除く)、矢地1～10字及び32～33字
越前市	栗田部町60～63字、78～79字及び81字、岡本町、岩内町、今宿町、四郎丸町、

	庄田町31字、大塩町1字及び3字、大虫町2～5字及び7字、大虫本町、池ノ上町1字、3～6字、8字、12～21字、32～33字、36～39字、41～54字、57字及び90～94字、白崎町73字、府中3丁目、平林町25字、北府1～2丁目
坂井市	丸岡町磯部福庄5字、丸岡町一本田2～6字、28字及び31～35字、丸岡町一本田中1～54番、28～36字、38字、41字、43字及び45～46字、丸岡町一本田福所10字、22～23字及び29字、丸岡町羽崎16字及び31字、丸岡町栄1～2丁目、丸岡町下安田5字、7字、22字及び26字、丸岡町下久米田4字及び38字、丸岡町霞町1～4丁目、丸岡町乾下田3～4字及び6字、丸岡町吉政8字及び22字、丸岡町熊堂1字、3字、301～303字及び306～308字、丸岡町玄女10～14字、17～18字及び21字、丸岡町荒町、丸岡町高瀬2字、丸岡町今町、丸岡町今福1～7字、9～10字及び14字、丸岡町山崎三ヶ17字、丸岡町四郎丸4字、丸岡町舟寄1字、110字及び158字、丸岡町小黑30字、60字、64字、68字、70字、74字及び100字、丸岡町松川1～2丁目、丸岡町松川町、丸岡町上久米田29字及び63字、丸岡町上安田1字及び5字、丸岡町上田町1～2丁目、丸岡町乗兼20字、丸岡町城北6丁目、丸岡町西瓜屋1字、3～4字、6～11字及び13字、丸岡町西里丸岡3～5字、10字及び16字、丸岡町石城戸町1～3丁目、丸岡町千田8字、丸岡町舛田2字、4字及び20字、丸岡町巽町3丁目、丸岡町谷町1～3丁目、丸岡町猪爪1字、3～7字、12～14字、16字及び26字、丸岡町猪爪2～7丁目、丸岡町朝陽1～2丁目、丸岡町長崎1字、6字及び14字、丸岡町長畝10字、15字及び56字、丸岡町坪江3字及び8字、丸岡町東陽1～2丁目、丸岡町寅国3～4字、6字、9～10字及び16字、丸岡町内田4字及び15～16字、丸岡町南横地6字、8字及び10字、丸岡町八ヶ郷8字、丸岡町八ツ口7字及び47～50字、丸岡町八幡町、丸岡町富田町1～2丁目、丸岡町北横地28字、丸岡町堀水13字、丸岡町本町1～4丁目、丸岡町末政12字及び18字、丸岡町里丸岡1～3丁目、坂井町下新庄15字、坂井町下兵庫245字、251字、254字及び299字、坂井町河和田15字、24字、31～32字及び34字、坂井町宮領47～48字及び50～51字、坂井町五本5字及び38字、坂井町御油田2字、24字及び39～40字、坂井町上新庄42～44字、46字及び51～52字、坂井町上兵庫40字、坂井町蔵垣内34字、坂井町大味54字、64～66字、69字及び138字、坂井町長屋71～72字及び78字、坂井町長畑16字及び19字、坂井町定旨1字、6字及び14～15字、坂井町田島12字、坂井町福島8～10字、坂井町木部東26字及び28字、三国町楽園2字、三国町錦4丁目、三国町黒目9字、21～26字及び30字、三国町崎62字、三国町三国東1～7丁目、三国町山王1～2丁目及び4～6丁目、三国町山岸33字、39字及び50字、三国町汐見3丁目、三国町宿1～2丁目、三国町新保8字、40字、55～59字、78～79字、85～94字及び96～97字、三国町神明2～3丁目、三国町滝谷1字、2字及び5字、三国町池上80字及び112字、三国町竹松2字及び14字、三国町中央1丁目、三国町南本町1丁目及び3～4丁目、三国町平山27字、三国町米ヶ脇5丁目、三国町米納津48～50字、三国町北本町1～4丁目、三国町緑ヶ丘4丁目、春江町いちい野北802番

	地、春江町為国25字、27字及び29字、春江町為国幸、春江町為国西の宮、春江町為国中区、春江町沖布目38字及び40字、春江町境元町、春江町境上町、春江町金剛寺1字及び5字、春江町江留下1字及び3字、春江町江留下宇和江、春江町江留下屋敷、春江町江留下高道、春江町江留下相田、春江町江留上錦、春江町江留上昭和、春江町江留上新町、春江町江留上大和、春江町江留上中央、春江町江留上日の出、春江町江留上本町、春江町江留上緑、春江町江留中17字、29字、35字、37字及び39字、春江町松木2字、春江町随応寺20～21字、春江町小正連花4～5字、春江町西太郎丸3字、16字及び21字、春江町西長田39字、春江町石塚28字、春江町大牧39字、春江町中筋1～4字及び39字、春江町中庄5字及び61字、春江町辻2字、春江町田端2字及び43字、春江町藤鷲塚36～37字及び40字、春江町本堂22～23字、三国町三国14字及び17字、丸岡町乾2字、丸岡町下田44字、丸岡町上田5字、丸岡町松川38字、丸岡町猪爪9丁目、丸岡町里丸岡34字、春江町江留上27字、40～41字及び44～49字、春江町境15字、17～18字、20字、22～23字及び25～26字
永平寺町	松岡室26字、松岡吉野塚31字、松岡吉野塚37字、山1字、高橋2～6字、谷口3～4字及び8～9字、浅見5字、7字、9字、11字及び13字、牧福島33字、37～38字及び40字、大月23字、27字、29字及び35字
池田町	安善寺14～16字、稲荷33～38字、広瀬12～13字、市27字、寺島、水海62～121字、西角間30～34字、谷口17字、藪田4～5字、新保11～12字
南越前町	鯖波(1～8号、10～56号、9号1～2及び9号4～15を除く)、湯尾(1～15号及び19～233号を除く)
越前町	朝日24号、青野25号、佐々生14号、小曾原100号

【嶺南地域】

市町名	区域
敦賀市	衣掛町、永大町、鞠山、金ヶ崎町、櫛川45～48字、51～54字及び86字、元町、原14～15字、22～23字、52字、89～93字及び95～98字、古田刈、呉羽町、港町、坂下17字、桜町、若泉町、若葉町2丁目、松栄町、神楽町1～2丁目、清水町1丁目、石ヶ町、川崎町、泉1～6字、161～162字及び164～173字、相生町、中、長沢、津内、津内町1～2丁目、鉄輪町1丁目、田結27字、29字～31字、33字及び35～36字、東洋町、堂22字、25～26字、28～31字及び35字、白銀町、本町1～2丁目、明神町、木崎、余座9字及び13～14字、筋生野
小浜市	雲浜1～2丁目、駅前町、遠敷、遠敷3～10丁目、加斗1～103字、加茂1～104字、学園町、宮の前、堅海1～82字、甲ヶ崎1～4字、5字(1～7)、6～14字、15字(1、9、13、19、20-1、20-2、21-1、21-2、22、23-1、23-2、24-1、24-2、25-1、25-2)、16～31字、32字(1～5、6-1、6-2、7-1、7-2)、33～34字、35字(1-1、1-2、1-3、1-4、2-2、3-1、4～7、22-2、22-4、25-1、25-2、26-1、26-2、27-1、27-2、28～34)、36字(1)、37～49字、50

	<p>字(1~2)、51字、52字(1、2-1、2-2、2-3)、53~54字、55字(1)、59字(1~3、4-1、4-2、5、6-1、6-2、7、8-1、8-2、9-1、9-2)、60字、61字(1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、4-1、4-2、4-3、5、6-1、6-2、7、8、9-1、9-2、9-3、10、11、12-1、12-2、12-3)、62~68字、69字(1~7、8-1、8-2、8-3)及び70字(17-1、17-2)、小松原、小浜貴船、小浜香取、小浜鹿島、小浜住吉、小浜神田、小浜浅間、小浜大宮、小浜大原、小浜男山、小浜津島、小浜日吉、小浜白鳥、小浜飛鳥、新小松原、水取1~4丁目、生守1~50字、川崎1~3丁目、多田1~33字、34字(1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、2-4、3、4-1、4-2、5-1、5-2、5-3、6-1、6-2、6-3、6-4、6-5、7-1、7-2、8-1、8-2、9-1、9-2、10-1、10-2、10-3、11-1、11-2、12-1、12-2、13-1、13-2、14-1、14-2、15-1、15-2、16-1、16-2、17、18、19-1、19-2、19-3、19-4、20-1、20-2、20-3、20-4、20-5、21-1、21-3、22-1、22-3、23、24-1、24-2、24-3)、35~50字及び51字(2-1、2-2、9-1、9-2)、竹長1~39字及び40字(37-1、37-2)、湯岡1~28字及び29字(7-1、7-2)、飯盛1~178字、尾崎1~21字、22字(1~2、3-1、3-2、3-3、3-4、4~7、8-1、8-2、9、10-1、10-2、11、12、13-1、13-2、14~15、16-1、16-2、17~20、21-1、21-2、22~23)及び23~65字、府中、伏原1~33字、34字(1-1、1-2、2~11、13-1、13-2、13-3、13-4、13-5、13-6、13-7)、35~37字、38字(1~10、11-1、11-2)、39字(1、2-1、2-2、3~12、13-1、13-2、14)、40~44字、45字(1~6、7-1、7-2、8~10)、46字、47字(1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、3-1、3-2、4-1、4-2、5-1、5-2、5-3、6-1、6-2、7-1、7-2、8-1、8-2、9~11、12-1、12-2、12-3、13-1、13-2、13-3、14-1、14-2、15-1、15-2、16-1、16-2、17-1、17-2、18-1、18-2、18-3、19-1、19-2、20、21-1、21-2、21-3、22-1、22-2、22-3、23~24、25-1、25-2、25-3、26-1、26-2、26-3)、48字(1~2、3-1、3-2、3-3、4-1、4-2、5-1、5-2、5-3、6)、49~50字、51字(1-1、1-2、2~5)、52字(1~8)、53字(1~3)、54字(1)及び55字、平野1~35字、36字(9-1、9-2)及び37字(17-1、17-2、17-3、17-4、17-5、17-6、17-8)、福谷1~28字、北塩屋1~34字、35字(18-1、18-2、18-3、18-4、18-5、18-6、18-7、18-8、18-9、18-10、18-11、18-12、18-13、18-14、18-15、18-16、18-17)及び36字(2-1、2-2、2-3)、堀屋敷、木崎、野代1~42字、43字(6-1、6-2)、44~45字、46字(1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9、1-10、1-11、1-12、1-13、1-14)、47字及び48字(6-1、6-2、10-1、10-2、39)、竜前1~37字、和久里</p>
美浜町	<p>河原市17~20号、久々子54号、郷市13~15号及び47~48号、金山60号、佐柿56~59号、佐田64号、坂尻43号、山上59~60号、77号、79~84号、86~87号及び94号、松原1号及び3号、早瀬、大藪7号、21号及び24号、丹生66号、木野2</p>

	1～22号及び25号
高浜町	安土(1～5号を除く)、菌部1～63字、音海1～22字、23字(1～5)、24字(1～3)、25～32字、33字(1～14、15-1、15-2、16、18～26、27-1、27-2、27-3、28～39、40-1、40-2、41-1、41-2、41-3、41-4)、34字(1～4、6～9、11～12)、35～43字、44字(1～2、3-1、3-2、4、5-1、5-2、5-3、6-1、6-2、7～8)、45～62字、63字(2-1、2-2、2-3、2-4、3)、64～65字、66字(2)、67字、68字(1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9、1-10、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8、2-9、2-10、2-11、2-12、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7、3-8、3-9、3-10)及び69～79字、下車持38～39号及び46号、岩神、宮崎、高森、小和田37～43号及び74号、西三松1～15字、中山1～51字、中津海、田ノ浦、東三松1～58字、畑1～36字、和田2号、123～126号、136～137号及び168号、高屋1～28字
おおい町	安川19号、久保68号、石山32号、大島1号、13号及び19号、本郷28及び42号、名田庄井上6号、名田庄下84号、名田庄小倉26～27号、名田庄西谷12～15号
若狭町	安賀里、井ノ口1～51字、三十三団地、三方1～148字、市場1～8字、9字(3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-7、3-8、3-9、4-1、4-2、4-3、4-6、5-1、5-2、6)、若狭テクノバレー、相田1～88字、鳥浜、能登野